

令和7年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和7年12月12日（金曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 森澤 文王	8番 村田 桂子	9番 榎本 真弓
10番 今井 清	11番 村松 浩喜	12番 今井 英昭

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳
総務課長 竹重和明 町民課長 萩原義行 企画課長 市川 偉
教育次長 羽場厚子 建設環境課長 羽場雅敏
産業振興課長 篠原英男 会計管理者 櫻井千佳
庶務係長 市川 理

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田口 仁 書記 伊藤百合子

閉会 午後4時24分

議長（今井英昭君） 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となります。

現在までの出席議員は12名であります。定足数を超えておりますので、直ちに本日12月12日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第54号～日程第12 陳情第6号

議長（今井英昭君） 日程第1 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてから、日程第12 陳情第6号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書までの12件を一括議題といいますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会に付託し審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。芝間教男総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番（芝間教男君） 5番、芝間教男です。それでは、立科町議会総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。お手元に配付してあります資料をご覧ください。

1番、付託案件につきましては、2番の審査経過の中で申し上げてまいります。令和7年12月3日に付託された標記案件を審査するため、12月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の大要は、次のとおりです。

（1）議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について。給料改定に伴う差額支給分の支給時期について説明を受け、原案を全会一致で可決いたしました。

（2）議案第55号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について。運賃等の上限額の改定は、物価、エネルギー価格の高騰や労務費の増加、修繕費の高止まりなど、今後も経費の上昇が見込まれるためとの説明と、指定管理者と十分な協議の上で運賃等の改定であることを確認し、原案を賛成多数で可決しました。

（3）議案第56号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定について。愛玩動物の入園料の新設理由の説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

（4）議案第57号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定について（立科町都市農村交流施設「農産物加工・直売・食材供給施設」及び道の駅「女神の里たてしな」について）。公募によらず指定管理者の候補団体を選定した理由、選定に当たっての

経過等について説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

（5）議案第58号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第7号）について。

まず、歳入について主なものは、【17款】財産収入のうち、1項財産運用収入、1目財産貸付収入では、土地賃貸借契約の名義変更承諾料等の増加による増額補正との説明を受けました。

歳出については主なものは、【5款】農業水産業費のうち、1項農業費、3目農業振興費、農業振興経費では、新品目・新技術実証試験に取り組む農家への補助を行うための増額補正との説明を受けました。

【6款】商工費のうち、1項商工費、2目商工振興費、商工振興経費では、資金需要と件数の増加に伴う信用保証料等の増額補正との説明を受けました。

【1款】議会費、【2款】総務費、【12款】予備費を含め、原案を全会一致で可決しました。

（6）陳情第5号 65年前の昭和の合併から続く、茂田井地区の現状改善に関する陳情。原案を全会一致で趣旨採択しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議長（今井英昭君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） それでは、陳情第5号の審査についてお伺いいたします。原案を全会一致で趣旨採択ということなんですが、どのような議論が出されたのかということと、趣旨採択ということで、原案そのものについてとはちょっとそこがあるのかなと思うんですが、そこら辺はどのような経過、また内容であったでしょうか。お聞かせください。

議長（今井英昭君） はい。

5番（芝間教男君） それでは、お答えいたします。

陳情第5号については、昭和35年10月6日付で当時の立科町町長、それから望月町町長、それと望月町議会、それから立科町議会において決定された茂田井地区の境界変更に伴う暫定的な取決めの協定についてであります。現在まで残る選挙事務等の取扱いの改善等について是正を要望されたものであります。

本議会に当たっては、陳情者を参考人として招き、地域の生活に支障が出ている実情等をお伺いをしたところであります。本当に長年にわたり継続している問題は大変なことであり、解決が求められている陳情の趣旨に深く共感をしたところであります。

さて、この陳情については、協定項目の一つを変更すると、ほかの項目も変更していかなければならぬ影響が出てくることから、これにかかる事項が陳情者の皆さんとの意にかなわない部分まで波紋が広がるというおそれがあったということがまず一

つであります。

さらに、法的に類似する前例があり、これを覆す等については議会としては限界、これを超えることができないような状況であります。それなどから陳情者の気持ちに寄り添い趣旨採択したことであります。

議会としましては町に対し、今後の選挙管理に当たっては一層の注意を払っていたこと及び境界地域の皆さんが日常生活に生活していく上で支障が起きないよう、おつなぎをしていくことといたしました。

以上であります。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。2番、宮坂幸夫議員。

2番（宮坂幸夫君） 宮坂です。（6）番につきましては、私は意義があると、原案どおり賛成したいと思います。

以上です。

議長（今井英昭君） 質疑はありませんか。質問事項ではないですか。

宮坂幸夫議員、今、質疑の時間になりますので、質疑をお願いいたします。

2番（宮坂幸夫君） 失礼しました。委員会で参考人の方の説明を受けて、その方、大澤様の印象はどういう印象を受けたか、委員長にお尋ねします。

議長（今井英昭君） 芝間教男総務経済常任委員長。

5番（芝間教男君） 生活実態をお伺いいたしました。支障のある日常生活のある事柄についてお伺いしたところでありますて、その生活の中で大変な実情があるということを参考人としてお呼びいたしました陳情者に対してからは、お伺いをいたしました。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、村田桂子社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） 社会文教建設常任委員長の村田です。それでは、立科町議会社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件については、審査経過の中で申し上げます。

審査経過。

令和7年12月3日に付託された標記案件を審査するため、12月9日に常任会を開催し、慎重に審査を行った内容の大要は、次のとおりです。

（1）議案第58号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第7号）について。

歳入について、【15款】国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金及び【16款】県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金では、妊婦のための支援給付金及び妊婦のための支援給付事業費補助金について、これまでの出産・子育て応援給

付金からの変更と事業内容・国県負担割合の説明を受けました。

【16款】県支出金のうち、2項県補助金、6目教育費県補助金では、中学校部活動指導員任用事業補助金の事業内容の説明を受けました。

歳出について、【3款】民生費のうち、2項児童福祉費、2目子育て支援費では、児童館屋根裏の清掃、消毒、小動物侵入を防ぐ修繕料の説明を受け、4項人権政策推進費、2目人権センター運営費では、たてしな人権センター入り口の自動ドア修繕に伴う増額補正との説明を受けました。

【7款】土木費のうち、3項河川費、1目河川費では、蟹原川の河畔林整備事業について、工事内容・補助率等の説明を受け、4項住宅費、3目町営住宅建設事業費では、移住定住促進住宅建設事業について、建築木材の使用数量や製材加工等に係る説明に加え、増工内容や追加工事等について説明を受けました。

【9款】教育費のうち、2項小学校費、1目学校管理費では、今後見込まれる修繕料について説明を受け、5項社会体育費、2目体育施設費では、権現山運動公園多目的運動場の落雷による照明設備の改修に伴う工事請負費の増額補正との説明を受けました。

【2款】総務費（3項戸籍住民基本台帳費）、【4款】衛生費を含め、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第59号 令和7年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第60号 令和7年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

歳出について、【1款】総務費では、負担金の増額補正に係る事業内容の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（4）議案第61号 令和7年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

歳出について、【1款】総務費のうち、負担金の増額補正は基幹系共同システムの後期分に係るものであり、前期分は予め予算化されているとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（5）議案第62号 令和7年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）について。

歳出について、【2款】水道事業費用のうち、1項営業費用、4目総係費では、水道料金システムに係るデータセンターの運用方法及び今後見込まれる費用についての説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（6）議案第63号 令和7年度立科町下水道事業会計補正予算（第1号）について。

歳出について、【4款】資本的支出のうち、1項建設改良費、2目ポンプ場建設改良費では、白樺湖南中継ポンプ場改築工事に係る立科町と茅野市の負担割合の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(7) 陳情第6号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書。

陳情者を参考人として出席を求め、陳情の趣旨及び提出された関連資料についての説明を求め、それについての質疑応答を行い、理解を深めました。その結果、原案を賛成多数で趣旨採択しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

議長（今井英昭君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。10番、今井 清議員。

10番（今井 清君） 10番、今井です。今回、陳情第6号を趣旨採択とされましたが、質疑応答の中でどのような質疑をされて、このような結果になったかお伺いします。

議長（今井英昭君） 村田社会文教建設常任委員長。

8番（村田桂子君） まず、結果を申しますと、原案賛成が2人、趣旨採択にすべきというのが3人で、採決を採った結果、趣旨採択となったものです。ただ、趣旨採択についての討論はその場では行われておりませんので、今日この場でされるものだと思います。

おおむね、陳情者の言っていることはよく分かると、大変厳しい状況にあることは分かるけれども、診療報酬の改定というのは、医療については来年のなんだけれども、介護と障がい者は3年ごとということで、1年さらに先送りになるということなんですね。それを1年前倒して行うということだと、診療報酬を10%以上とかなり具体的な数字を出したことについて判断が付きかねるといいますか、そこに全面的に賛同はできないというような内容だったかと思います。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

ここで議事整理のため、暫時休憩といたします。

（午後1時40分 休憩）

（午後2時00分 再開）

議長（今井英昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長からの報告を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案については原案に、陳情については趣旨採択に、反対者の発言を許します。反対討論はありますか。10番、今井 清議員、登壇の上、願います。

〈10番 今井 清君 登壇〉

10番（今井 清君） 10番、今井です。令和7年第4回立科町議会定例会に上程されました、議案第55号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論を行います。

この議案は、夏のゴンドラリフト乗車運賃と、冬のリフト乗車運賃を改正するものです。夏のゴンドラリフト片道券を1人1,200円を倍の2,400円に、往復券を2,400円から1.5倍の3,600円に改正するとしています。来年4月1日から適用としておりますが、よほど魅力アップしなければ、料金値上げに伴い利用者の減少は避けられないのではないかと、私は大変危惧しております。

人件費の増や電気代等の値上げに伴い経費増が予想される中で、値上げもやむを得ない状況も考えられますが、値上げ幅を抑えながら誘客対策をするべきだと考えます。夏山誘客を推進する上では、家族連れで訪れるお客様のニーズに合わせて市場を調査し、その上で適正な価格を設定する必要があります。ぜひ、ゴンドラリフトに乗りたいと思わせる仕掛け作りが最も必要だと思います。仕掛け作りをどう進めていくのか、町も十分確認した上で料金改定をするべきだと考えます。

また、スキー場の冬山運賃の改正につきましては、大人1日1回券を1,200円から1.5倍の1,800円に、学生・ミドルを1,080円から1,620円に、子ども・シニア料金720円を1,080円とする改正、そして一番使われる大人1日券を6,000円から1.5倍の9,000円、学生・ミドルを5,400円から8,100円、子ども・シニアを3,600円から5,400円に改正を行う、値上げをするとしています。さらにシーズン券は、それぞれ2倍になります。大人7万5,000円のシーズン券が15万円など、とても誰もが手が届かないような金額の設定となっています。

今回の改正金額でスキーを楽しむことができるお客様がどれだけいるのでしょうか。5年後を見越しての上限改正であるとの説明でございますが、今の物価高の状況を踏まえても、スキー離れにならないように、リフト料金は考えなければならないと私は考えています。

私はスキーが趣味なので、スキー場を再三訪れて肌で感じておりますが、白樺高原国際スキー場は、昨年スノーボードが解禁となり、客層が随分変わったと実感をしています。比較的のくだらかで広いゲレンデがファミリー向けのスキー場であると認識していましたが、ファミリーのお客様が以前と比較してめっきり少なくなりました。特にリフト料金の値上げは、家族で訪れるお客様には負担が大きいのではないかでしょうか。

料金改正に当たっては、経済状況や集客状況を見ながら、その都度適正価格設定をするべきではないかと考えます。一番心配されるのは、リフト料金が値上げされた場合には、周辺の飲食店・宿泊施設への影響が大きいことだと思います。今まで宿泊したお客様が、泊まらないで日帰りになってしまふ、食事は持参して飲食店に行かないなど、十分に考えられます。宿泊施設の話を伺うと、金額がこのままどんどん値上げされた場合、冬の営業ができなくなるおそれがあるということもお伺いしました。

町は、地元の宿泊施設や飲食店の声を聞いて、改定の改正案なのか、地元説明会を開催するべきと考えます。リフト料金の値上げは、誘客に直接響きます。他のスキー場にお客様が流れてしまわないのか、今の現状を、現場をよく見て、よく考えるべきだと思います。

一度に大きく引き上げるのではなく、毎年市場調査を行って、適切な価格設定をするべきだと考えます。上限額の改正であるとしても、市定管理者に全て任せるのではなく、毎年状況を判断することが、町の大きな責任ではございませんか。

スキー場を守るためにには、お客様目線に立って、周辺施設にも配慮した価格改正をするべきではないでしょうか。スキー場の新たな誘客対策をどうするのか、地元住民の声を聞きながら政策を実行する。そこを十分町が確認するべきです。

今回の高額改正は見送るべきと判断して、反対の討論といたします。議員各位の適切な判断をお願いいたします。

議長（今井英昭君） 次に、議案については原案に、陳情については趣旨採択に、賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。4番、今井健児議員、登壇の上、願います。

〈4番 今井 健児君 登壇〉

4番（今井健児君） 4番、今井健児です。それでは、陳情第6号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書について、趣旨採択に賛成の立場から討論をします。

現在、医療機関は過去最大の規模で倒産や廃業は進んでいるということです。公定価格である診療報酬は上がらず深刻な景気危機にも陥っている状況です。また、看護師・保健師・介護師・障害福祉などのケア労働者の賃金引上げの効果は、現在極めて限定的であり、長野県医療労働組合連合会に加盟する医療機関や介護施設への賃上げ平均率は2.07%に対し、2025年、民間主要企業春季賃上げ率5.25%と、遠く及ばない現状とのことでした。

現在、国会において報酬改定を待たず賃上げと物価高騰対策を前倒して実施する緊急措置として、2025年度補正予算が閣議決定され、医療・介護等支援パッケージ総額約1兆3,649億円が計上され、昨日、衆院を通過し、本日より参院予算委員会に入り、早期成立を目指しています。

段階的・選択的引上げと補助金、加算での当面措置の併用で、今後の定期改定に向

けた橋渡し的役割とし、報酬改定を待たずに賃上げ・物価高騰対策・経営支援を緊急実施する前向きな状況です。

しかしながら、10%以上の大幅な引上げは、制度・財政の整合性からハードルが高く、医療・介護・障害福祉は、公費と保険料で支える仕組みのため、国費・地方財政・保険料の同時負担増を招く構造となり得ないのか、この部分に対しては現実的ではないのではないかと私は思います。

では、今回の陳情の判断として、趣旨は十分に意を汲むことはでき賛成ですが、陳情項目の中の10%以上の引上げは、果たして現状妥当か即時実現の可能性はあるか、これについては議員として厳粛に解釈をする必要があります。

各議員へ、誠実な判断は趣旨採択と申し上げ、討論を終わります。

議長（今井英昭君） 次に、反対討論はありませんか。8番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） それでは、合計3点について反対討論をいたします。

まず1点目、議案第55号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

この条例は、索道事業のゴンドラやリフト料金の値上げと、随伴するペットの入場料の値上げです。毎年値上げ案を示さず、ある程度は幅を広げて、という一部の議員からの指摘を受けて、おおむね5年間を目安に、毎年、上げなくても済むように、幅を持たせた料金を示したことですが、その上げ幅は大き過ぎると考えます。

大人の料金は、片道で夏山を2,400円、往復3,600円と、現在1,200円の倍、往復では1.5倍に引き上げます。冬山では1,800円と、現在の1.5倍に引き上げ、同伴のペット料金も1,000円と、現在の倍に引き上げます。

夫婦とペット1匹が1回往復でゴンドラに乗れば、僅か片道20分の距離に、8,200円がかかることになります。1日券について言えば、夫婦と子ども2人が1日滞在した場合、現行では1万9,200円ですが、今度改定されれば最大で2万8,800円となります。ほかに食事や交通費などもあり、1日過ごせば3万円近くにもなる可能性があります。ファミリーでの遊びは、諦める人が増えることは明らかです。

条例では上限を示し、その範囲で指定管理者が価格を設定することになっていますが、料金引上げによるお客様が減る危険性は大きいと考えます。よそがどんどん料金を上げる中で、白樺高原は料金を据え置き、ペットにも優しいという宣伝を大いにすれば、誘客の目玉にもできると思います。そもそもペットも随伴でき、頂上に無料で利用できるドッグランがあることは大きな優位性だと考えます。

現行の事業者の設定した料金では、まだ条例上の最高額にも達しておらず、それなりの純利益を上げているので、料金を据置き、他のスキー場が値上げに踏み切ったの

であれば、なおさらのこと、料金の据置きにより、ほかより安くペットにも優しいという有意性を作り出せると考えます。事業者がお客様の入りを考えて料金を設定することですが、社会情勢がどうなるか見通せない中、5年間を先取りした値上げ条例は認められません。町の施設である有意性を生かし、誰もが白樺高原の自然の恩恵が受けられるよう、条例料金の据置きを主張し、値上げ条例には反対いたします。

次に、議案第56号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定について、この条例は御泉水自然園の入園料について、2つの料金改定が盛られています。

まず1番は、4歳以上の1人の入場料を700円から900円に引き上げること。2点目は、これまで無料であったペットの入場料を新たに設け、500円にすることの2点です。引上げ案の理由として、人件費も上がって、自然園の管理あるいはドッグランの管理にお金がかかること。ペットについて言えば、ゴンドラに乗ってきたペットは料金を支払ってドッグランなどを利用するけれど、直接自然園まで車でやってきたペットは無料だというのは公平ではないということでした。

しかし、ゴンドラが動いているときの自然園の駐車料金は、ビジターセンターの前の駐車料金ですが1,400円かかりますから、ペットがドッグランなどを無料で利用するとは言えないと考えます。コストは支払っているのです。不公平論は成り立たないと考えます。ドッグランなどの維持費がかかるからも一つの理由ですが、ドッグランが町の施設であることに優位性を大いにアピールして、ペット連れでも安い料金で、すばらしい自然を満喫できる場所としてPRを強めれば、誘客にも一役買う強力なポイントになると思います。

何でも値上げ、有料の時代に無料で利用できるドッグランがあるということが、大きなセールスポイントになり得ることを強調して、値上げ案には反対討論といたします。

3点目です。陳情第6号、委員会の報告には反対し、原案に賛成する立場で討論をいたします。

この陳情は、医療介護など福祉の現場が深刻な経営困難に陥っている現状を告発し、持続可能なケア事業の存続のために、来年度の診療報酬の改定に合わせ、介護・障害福祉報酬も前倒して10%以上の引上げを求める陳情であり、国に対しその旨の意見書の提出を求めるものであります。そして、診療報酬が引き上げられる前にも、2025年度中に国の責任による賃上げ支援策を取ることを求めていました。

委員会では、審議を深める参考人として提出者にご出席いただき、陳情の趣旨と資料の説明をしてもらい、質疑によって理解を深めました。

それによれば、1、病院など施設運営の基本は診療報酬ですが、その報酬が1998年以来ずっとマイナス会計が続いており、特に2000年以来、10%以上の引下げが続いていること、新聞報道でも自治体病院の9割が赤字とのこと、その下で病院の閉鎖や看護師、介護師の離職が相次いでいること。

2点目、長野県の産業部の2024年度調査によれば、夏季一時金の平均では全産業平均の54万円に比べ、医療労働者の平均は約25万円、30万円少ないと、年末一時金では県平均が54万円に比べ、医療連の労働者は約23万円弱であり、31万円も低く抑えられ、年々その乖離が大きくなっていること。

3点目、医療の現場では2年間、介護や障がいの現場では3年ごとに改定される診療報酬が原資となっているために、物価高騰などに対応できておらず、経営を圧迫していること。

特に、地方の訪問看護事業所などは、ヘルパー不足や介護報酬の引下げ、人件費やガソリン代など運営コストの上昇が重なり、倒産に追い込まれる事業所が増えているとのこと。私の調査によても2023年度より3年連続倒産件数が過去最高を更新しており、介護崩壊が進んでいる。このようなことが分かりました。

今回の診療では、来年度の医療の報酬改定に伴い、介護や障害福祉サービスの報酬も前倒しで見直すことを求めていますが、2027年の再来年まで改定を待ってはいられないというせっぱ詰まった切実で深刻な現状があると受け止めました。1998年以来27年間も診療報酬はマイナス続きだそうで、物価高騰も併せて10%以上の賃上げという陳情内容は、控えめな要求であることを認識しました。

私たちのよりどころである病院・介護事業所と、そこで働く医療・介護・障害福祉の従事者が、せめて世間一般並みの給料にするための第一歩として、最低5万円の引上げをするために、10%以上の報酬引上げをという要求は最もなものだと考えました。

最後に陳情団体が集めたアンケートに寄せられた声を紹介し、その切実さを汲み取ってほしいと考えます。30代の看護師です。看護師の時給が1,200円と聞いた。近所のコンビニのほうが時給が高い状況です。心を預かって仕事をしているのにコンビニと一緒に。この状況では看護師・介護職が不足していることは当たり前です。何のための国家資格なのか。このままでは辞める人は増える一方です。この声を深刻に受け止めています。医療福祉現場の崩壊は始まっています。

よって、原案に全面的に賛同し、すぐにでも国に対して意見書を上げてほしいとの趣旨を重く受け止めて原案に賛成討論といたします。議員各位の良識あるご判断を心から期待しております。

議長（今井英昭君） 次に、賛成討論はありませんか。8番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） 議案第57号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定について（立科町都市農村交流施設「農産物加工・直売・食材供給施設」及び道の駅「女神の里たてしな」）の指定管理者に、農事組合法人蓼科農ん喜村に指定することに対し、賛成討論をいたします。

今回は、これまで同様、同施設の管理運営を同法人に随意契約で5年契約として行わせようと契約することに対して、賛成の立場で討論します。

町当局は、同施設の運営管理を公募によらずに随意契約としたことに対して、イベントなど施設の有効活用や組合員の信頼が厚く組合員数も増えていること、地域資源を生かすノウハウもあり地域との連携もしていると説明しています。

私はそれに加えて、そもそも農産物直売施設の成り立ちを見るとき、地元の生産者たちが共同の店舗として「直売所が必要だ」という声に応えて、この施設ができたのだと思います。ですから、生産者たちの組織である農事組合法人が管理運営を担うのは当然だと思います。地元の町民がそこで働き、雇用もしっかりと確保し、コロナ禍でも売上げを上げ続けている同法人の工夫と努力には敬意を持っています。

町の玄関口にふさわしいにぎわいを常に創出し、町の活性化、農業に係る町民の元気のもと、農家の下支え、観光客に立科町の活気を示す働きを立派に果たし続けている農事組合法人蓼科農ん喜村に、引き続き管理運営を任せることは大きな瑕疵がない限り、続けていくのが当然と考えるものです。

そもそも町の施設の指定管理を公募に必ずしなければいけないという規定はありませんので、農ん喜村の成り立ちを見るとき、地元生産者の集まりである同法人に随意契約で委託するのは自然と受け止めています。よって賛成といたします。

議長（今井英昭君） 次に、反対討論はありませんか。3番、小野沢常裕議員、登壇の上、願います。

〈3番 小野沢 常裕君 登壇〉

3番（小野沢常裕君） 私は、議案第56号及び57号について反対討論いたします。

まず、議案第56号の御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定についてです。

この議案は、入園料の上限を900円に改めることと、愛玩動物の入園料を新設する内容です。愛玩動物の入園料はゴンドラのほうとの整合性を保つため、これは仕方ないかなというふうに思います。

皆さんもご承知のように、あの御泉水自然園にはたくさんの魅力があります。例えばこんこんと湧き出る水、どのくらい冷たいのか自分の手で確かめることができます。また歩道や木道を歩きながら、高地での珍しい植物を見ることもできます。

そして視線を上のほうに上げていけば、カラマツの枝に薄いトロロ昆布のようなものが絡みついている景色があちらこちらたくさん見ることができます。そうです、あの絡みついているものはサルオガセです。ですからサルオガセが生育する森になっているんです。サルオガセはどこにでも生育する植物ではありませんので、貴重な森なんです。ただ、ちょっと腰を下ろすベンチがもう少し設置されていれば、高齢者も若いカップルも冷涼な空気を感じながらゆっくりと過ごせる場所だと思います。

魅力がたくさんある自然園ですから、入園料は、町民は無料で一般は1,000円でも

いいと私はそう思います。ところが上限が900円では1,000円にすることができません。ですから上限を1,500円か2,000円にして、次の3月議会にもう一度出してほしいので、この議案には反対いたします。

続いて、議案第57号についてです。この議案は来年度から5年間、道の駅の指定管理を農事組合法人蓼科農ん喜村にするという内容です。

私はこの農事組合法人がよいとか悪いとかそういうことを言うつもりは全くありません。私が問題視するのは、町の選定の仕方です。一昨日の常任委員会で2つ質問しました。

まず初めに、議会2日目の議案質疑で同僚議員の指定管理者に公募することを伝えたのかの質問について、伝えたという答弁は間違いないのかと確認したところ、伝えたということでした。そこで次に、そういうふうに伝えたのに、なぜ公募しないのか。この随意契約は地方自治法施行令の法令違反ではないかと質問しました。これに対しての答弁は、およそ次のような内容でした。立科町には、何とかかんとかという条例があって、その第5条に町長が諸般の事情をよく調べて、適当であると判断される場合には随意契約ができることになっているので、法令違反ではないということでした。ということは、この第5条を盾に取れば、町の契約を全て随意契約にすることができます。

自治法施行令は随意契約を制限する方向であるのに、町の条例は反対方向を向いています。法令に基づいて条例は作られるのではないかと思っていますので、これについては、また監査委員の話を聞いたりして、もう少し自分でも勉強してみたいと思います。

私が前回の一般質問で、令和8年度からの指定管理はどうするのか、町長に質問したとき町長は、「現状は良なので現在の指定管理者を候補としている」という答弁でした。公募をすれば「良」ではなくて「優」にする事業者が出てくるかもしれません。

さて、この議案がここで可決されると多分、広報などで町民に知らせることになります。それを読んだ町民はどのように反応するでしょうか。議員の皆さんはどういう反応を予想されますか。

私は何の反応もないと思っています。それはなぜかと言いますと、町民の大部分が、「どうせそうだよな、そんなことは初めから分かっている」「組合員が少し儲かるだけで俺たちには何も関係ない」という状態だからです。町には、しらけモード、あきらめモードが広がっているんです。

このような状態の中で町が活性化、活性化といくら叫んでも活性化することはなく、徐々に衰退していきます。活性化を図るために外から新しい血液を入れることが必要です。公募をして新しい血液を入れる機会を作らない町の姿勢に賛成することはできません。失敗してもいいんです。新しいことにチャレンジしていくことが、これから町のためになることだと思います。もっとみんなで、ドキドキ、ワクワクそう

いう生活をしたいと思います。どうか皆さんよく考えて、私のほうに賛成をしていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

以上です。

議長（今井英昭君） 次に、賛成討論はありませんか。6番、中村茂弘議員、登壇の上、願います。

〈6番 中村 茂弘君 登壇〉

6番（中村茂弘君） それでは、賛成の立場から討論いたします。

議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定、議案第57号 道の駅「女神の里たてしな」に関する指定管理について、先ほど同僚議員からもありましたが、及び産業振興課の索道及び御泉水園の条例制定及び企画の議案58号については、全て賛成といたします。

議長（今井英昭君） 次に、反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

次に、賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから日程第1 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第55号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願いします。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第55号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第56号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願いします。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第56号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第57号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定について（立科町都市農村交流施設「農産物加工・直売・食材供給施設」及び道の駅「女神の里たてしな」について）を採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第57号 公の施設に係る指定管理者の指定について（立科町都市農村交流施設「農産物加工・直売・食材供給施設」及び道の駅「女神の里たてしな」について）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第58号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第59号 令和7年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第60号 令和7年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第61号 令和7年度立科町介護保険特別会計補正予算（第

2号)についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第62号 令和7年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第63号 令和7年度立科町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11 陳情第5号 65年前の昭和の合併から続く、茂田井地区の現状改善に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第5号 65年前の昭和の合併から続く、茂田井地区の現状改善に関する陳情は、委員長の報告のとおり趣旨採決することに決定しました。

次に、日程第12 陳情第6号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書を採決します。この採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立少数です。したがって、陳情第6号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書は、否決することに決定しました。

お諮りします。この陳情について採択とする方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

したがって、陳情第6号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書は、採択することに決定しました。

◎日程第13 発委第8号

議長（今井英昭君） 次に、日程第13 発委第8号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

第1委員会室において全員協議会を開催しますので、議員は参集願います。

なお、全員協議会終了後、議会運営委員会を開催しますので、議員及び理事者は参集願います。再開は議会運営委員会終了後となりますので、承知願います。

（午後2時49分 休憩）

（午後3時50分 再開）

議長（今井英昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小野沢議員、村田議員より発言を求められておりますので、それぞれ許可いたします。3番、小野沢常裕議員。

3番（小野沢常裕君） 先ほどの議案第57号の討論の中で、私の発言した言葉2か所訂正をお願いしたいと思います。

まず1つ目は、討論の中で、町の何たらかんたら条例と発言しましたが、正しくは、「立科町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」でしたので、訂正をお願いしたいというふうに思います。

もう一か所は、その第5条を盾にすれば町長は何でも随意契約ができるというふうに発言しましたが、その随意契約という言葉は間違っていましたので、「随意契約」

を取り消して、「公募によらない指定管理者の候補者を選定することができる」に訂正したいと思います。よろしくお願ひします。

議長（今井英昭君） 8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 私も小野沢議員と同様、先ほどの討論の中で随意契約という言葉を使いましたが、「公募によらない選定」に置き換えさせていただきたいと思います。発言の訂正をお願いいたします。

議長（今井英昭君） 議事を進めます。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程にお手元に配付しました議事日程を追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 発議第5号

議長（今井英昭君） 追加日程第1 発議第5号 国会議員の定数削減に慎重対応を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。田口事務局長。

議会事務局長（田口 仁君） それでは、意見書の朗読をいたします。

裏面をご覧ください。

国会議員の定数削減に慎重対応を求める意見書です。

自民・維新政府与党は、衆議院議員の定数削減法案を12月5日に提出した。議員定数の1割に当たる小選挙区25、比例代表20を削減するとして、長野県の定数も5から4に削減する案も示された内容となっている。

定数削減は地方の声を届けにくくし、さらには国民の声、少数者の声を反映されづらくするものである。また、国会の役割である政府監視機能も弱めることに繋がる。

現在の衆議院総定数465は、日本の普通選挙制度100年の歴史で最小であり、経済協力開発機構加盟38か国中36番目で、既に最低水準にある。日本の国会議員の定数は少ない。そもそも議員定数削減は、民主政治の根幹にかかわる問題である。2016年に設置された「衆議院選挙制度に関する調査会」の答申でも「定数削減に積極的理由や理論的根拠は見出しがたい」として、定数削減には消極的な見解が出されているところである。

今、注力すべきは裏金問題の全容解明と企業・団体献金の全面禁止であり、政治不信の根を断つことにある。物価高から国民の暮らしを守る対策など、真正面から取り組むことこそ、優先して急がれる事柄であり、今回提出された国会議員の定数削減には慎重な対応を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣宛て。議長名の発出です。

以上です。

議長（今井英昭君） 本案について、提出者より趣旨説明を求めます。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） ただいま提案理由について、読み上げさせて理由とさせていただきたいと思います。

提案理由、政府与党は12月5日に衆議院定数を。

議長（今井英昭君） 村田桂子議員、趣旨説明があるということでしたら、登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） はい、失礼しました。

意見書の提出の理由について読み上げさせて提出に代えたいと思います。

提案理由。政府与党は12月5日に衆議院定数を比例区と選挙区合わせ、1割もの削減案を打ち出した。民意をより正確に反映しやすいとされている比例代表議席の削減は、小規模政党やそれを支持する国民の声を切り捨てるにつながり、長野県選挙区も5から4へと減らされることで地方の声、私たちの声が届きにくくなる懸念があります。

国民の代表である国会議員の定数は、選挙制度の在り方とも深くかかわる議会制民主主義の根幹にかかわる問題であります。地域特有の課題や多様な意見を反映する地方の議席がさらに減少することは、均衡ある国土の発展、地方の振興にもかかわる問題であり、多様化する政策課題への対応力の低下等につながるおそれがあると考えます。東京一極集中の是正どころか、むしろ強まるおそれがあると考えます。

しかも、定数削減で1年以内に結論を得ないときには、自動的に削減案が確定するという文言が入っていることは国会審議を軽んじるものと考えます。

定数削減には慎重な対応が求められると考え、意見書を提出いたします。

議長（今井英昭君） これから本案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。9番、榎本真弓議員。

9番（榎本真弓君） 提出者に質問します。今回のこの本案に関しては、まだ審議入りをしていない状況だと受け止めていますが、それでも意見書を出すという理由は何でしょうか。

議長（今井英昭君） 村田桂子議員。

8番（村田桂子君） まずは、やはり地方の声をきちんと届ける必要があると考えたからです。5日の日に本案が提出されたので、それまでは様々な、こんなことをするのではないかということは予想されましたが、5日の日に本案が提出されて初めてその中身が明らかになりました。先に提出されている本案との絡みの中で、これから始める今国会

での審議も、日程がとれるかどうかというようなこともありますけれども、やはりこのことが提案されたことで、それがどんなに地域に大きな影響を及ぼすのかと。

特に地方の議席を減らすということの大変さというか、それをやはり地方の議会が住民の意見をきちっとお届けする、そのことがとても大事なことではないかと、審議入りをこれからするのかどうかもはつきりしない中で、しかし法案が提出されたということは事実なので、それについてきちっと意見を言っておくことが必要だと考えます。

私事ですけど、政治家を志したのは、核兵器を廃絶するということでした。それに地方だけではなく、それこそ国家、日本全国の国民の声を集めて核兵器がない社会を創っていくかなくちゃいけないという点では、地方も県も国会も本当にみんなの声が届くような国会にしていかなくちゃいけないんじゃないかというふうに思っています。

その意味からも、地方議会での国会議員の議席を減らすということは、私たちの声が届かなくなる懸念が大いにあるというふうに考えて提出したところです。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。3番、小野沢常裕議員。

3番（小野沢常裕君） 3番。お伺いしますが、この意見書は定数削減、これに反対だという意見書なのかなという私は捉えたんですが、例えば国会でいろいろ審議をして定数を削減ではなくて現状維持だとか、あるいはないかもしませんが、もっと定数を増やすんだとか、そういうような話合いもあるかと思うんですが、とにかく定数削減は反対だとそういう趣旨で、これを出そうとしているのかお伺いしたいと思います。

議長（今井英昭君） 8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 文字どおり削減に反対です。ということは、もう一つその法案の中身の中で、結論が出ないときは自動的に削減するという言葉自体が議会の軽視になるかなと考えています。

様々な条例もそうですけど、陳情もそうですけど継続審議になつたりした。なかなかまとまらないときは廃案になるということも一般的には行われていますが、決まらないときは削減をするというのは、もうとても国会審議を過論するものではないかなというそのことについても、私は賛成ができないかなと思っております。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の議員の発言を許します。7番、森澤文王議員、登壇の上、願います。

〈7番 森澤 文王君 登壇〉

7番（森澤文王君） 7番、森澤文王。国会議員の定数削減に慎重対応を求める意見書の提出に、反対の立場で討論いたします。

私の心情を極めて簡単に申し上げますと、立科町議会という看板を安易に使おうとすることが飲み込めないということにつきます。なぜ国会内の議論に国政政党所属の議員の発議をもって、立科町の看板で後押しをしなければならないのか。特に文面に記載のあるところ、国会議員の議席数、裏金の解明、献金の禁止、政治不信については、国会議員の議論の中で解決しなければならない問題であり、地方自治体の議会がその議決をもって意見を上げる性質のものではないと考えております。

昔からセールストークでは、野球と政治の話はするなというのが基本にあります。一人一人の意見が大きく異なることが多く、良好なコミュニケーションが取れなくなる可能性が高いからです。

身近な立科町民の生活にかかわる国政上の問題であるならともかく、議論をまとめるのが困難な国の政治の在り方を立科町の名前をもって、一つの方向性を持った意見書として提出することは、一議員、一町民として許容することができません。

また、地方の国会議員の数が減ったら、いなくなったら、地方の私たちの声が届かなくなるじやないですか。総理大臣に直接訴えかける意見書、地方の声は私たちの意見書で出すことができます。なので、総理に長野県の衆議院議員の定数よりも多い大臣・議長の方々に意見書を出せる立場である私たちが、国の声が、地方の声が国に届かないという発想は、どうにも私の中では整合性が取れません。したがって、どのような政治見解を持つのもお互いに自由ですが、この意見書は立科町の看板を持って訴えかけるものではないと皆さんに申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

議長（今井英昭君） 次に、原案に賛成の議員の発言を許します。賛成討論はありませんか。

5番、芝間教男議員、登壇の上、願います。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番（芝間教男君） 5番、芝間です。国会議員の定数削減慎重対応を求める意見書に、賛成する立場から申し上げます。

長野県の人口は現在198万人余りであり、都道府県の中では16番目ですが、面積は1万3,560平方キロメートルであり、日本で4番目に大きい県であります。南北約200キロにわたるその風土は、北は雪国から南はお茶やみかんができる地域まで様々あり、そこに住む人々の生活は様々であります。

長野県を代表して地域の声を届けている国会議員の皆さんには、長野県では現在5名であります。本案件の意見書のとおり、この議員の定数削減、全国の小選挙区の定員数も全国では25減らすものであり、この長野県においても5から4に減らすという内容のものであります。これは皆さん、大変なことだと思いませんか、明らかに長野

県そして立科町の住民の皆さんのが届きにくくなる。

先ほど反対討論の中で総理に対しては申し上げができるという話がございましたけれども、実際に皆さん声を届けるのは長野県下の代表である国会議員にお願いしていませんか。まさにこの問題は立科町の住民の生活にかかわるものであり、かかわってくる身近な問題であると捉えます。

本本案は、まだ12月10日に衆議院予算委員会に提出されて以来、決議は先延ばしになる可能性もあり、今後の動向にしばらく注意すべきで、今は意見書を提出するべきではないというご意見が先ほどありましたけれども、それでは、いつこれに対して意見を述べるのが適切であるでしょうか。

現在この本案が論議されていく中で、今、明らかに住民の声が届きにくくなるという現状があります。この本案審議自体に入ろうとするときに、今まさに声を上げて意見を申し上げていかなければ国民の声は国会に届かない、ずるずると届かないことになってしまいます。

皆さんご存じのように、世界の中では日本は国会議員の定数は少ないです。さらにこの本案提出は1年以内に結論が出なければ45議席減らしてしまうという、自動削減の条例ということでなっております。今までにこんな乱暴な本案の提出があったでしょうか。まさにゴリ押しも、強引もいいところです。さらに国会議員を減らせば大切な税金の節約になると考える方もあられるでしょうが、審議の中では議員を減らした分、議員秘書、当然その分を増員するという審議も入っており、これは全く税金の節約につながっていない法案であります。

この法案は初めから日本国民を思いやっているものではない本案であることは明らかと思われますので、どうか、この国会議員の定数削減に慎重対応を求める意見書に対しては慎重を求め、この意見書の提出に私は賛同するものであります。

議長（今井英昭君） 次に、反対討論はありませんか。1番、秦野仁美議員、登壇の上、願います。

〈1番 秦野 仁美君 登壇〉

1番（秦野仁美君） 1番、秦野です。ただいま議題となっております国会議員定数削減に慎重な対応を求める意見書の提出について、私は反対の立場で討論をいたします。

まず最初に申し上げたいのは、ここは国のことと決める国会ではなく、私たち立科町議会だということです。町議会は町民の皆さんのも暮らしに直結する問題を話し合う場です。国政に対して物申すという行為は、地方議会が踏み込むべき領域ではないと考えます。

第1に、国会議員の数をどうするかという問題は、国の仕組みや選挙のルールにかかわるとても大きなテーマです。これは国会が責任を持ってしっかり議論するべきことであり、立科町がこうすべきだと意見を出す必要はないと考えます。

第2に、国会議員の定数見直しについては、既に政府与党内で議論が進んでおり、高市総理も拙速な結論ではなく国会としての議論を尊重する、その考え方を示されております。

議員を減らすことに慎重であるべきという意見も理解はできますし、一方で国の仕組みを見直して効率化を追求したり、もっと仕事がしやすい国会にしていくという考えもあります。

これらは、日本全体の話であり地方の町議会が方向を決めるべきものでもありません。もちろん、地方の声を上げるなと言っているわけではありません。私たち立科町議会が優先すべきは、町民の生活・子育て・産業・教育・医療・福祉といった目の前の町の課題です。

国政の制度全般に意見を述べる案件ばかりが増えれば、地方議会としての本来の役割が曖昧になり、結果として町政の決定及び実行に支障が発生し、町民の信頼をなくすことにもなりかねません。

私たちの仕事は、国の在り方そのものを決めることではなく、立科町の暮らしを守ること、良くしていくこと、町の今と未来を良くすることです。この原点に立ち返り今回の意見書には賛成できないことを申し上げ、私の討論といたします。

議長（今井英昭君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

ほかに討論はありませんか。11番、村松浩喜議員、登壇の上、願います。

〈11番 村松 浩喜君 登壇〉

11番（村松浩喜君） 11番。私は本定例会に上程された発議第5号 国会議員の定数削減に慎重対応を求める意見書の提出について、反対の立場で討論いたします。

まず、国会議員の定数削減に慎重対応を求めることに対しては、私は全面的に反対するものではありません。しかし、今回上程された意見書をこのまま修正せずに提出先の7名の方に対して提出してよいかという点について着目して、意見書の内容を吟味いたしました。そうしましたところ、正確さを欠く表現、また立科町議会としては不適当と思われる表現がそれぞれ1か所ずつ見つかりましたので、そのことについて説明を申し上げます。

まず、1点目です。意見書の第3段落、現在の衆議院総定数465から始まる一文でありますけれども、O E C D 加盟38か国中36番目という数字は人口100万人当たりの国会議員の人数でございます。この一文には人口100万人当たりという人口の断り書きはございませんので、あたかも議員の総定数がO E C D 加盟38か国中36番目だというふうに誤解を与える表現であります。

180か国以上が加盟している列国議会同盟による2024年4月時点の集計によりますと、日本の衆参両院議員合計の人数は世界で8番目に多い数字となっております。

2点目です。この点については、先ほどの同僚議員の反対討論の中にも見られた視点でございます。私もその点に注目いたしました。最終段落でございます。「今、注力すべきは裏金問題の全容解明と企業・団体献金の全面禁止であり、」という下りから文にすると、2文でございますけれども、これは国会での与野党の対立を立科町議会に持ち込んだ表現です。

国会における審議の優先順位について、町会議員が意見を述べる立場ではないというふうに思います。この意見書では、ここの部分は全く、蛇の絵に必要のない足を描く、蛇足である余計な部分であると思います。

以上申し上げましたが、この意見書を修正せずに提出することには賛成できませんので、反対討論といたします。

議長（今井英昭君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立少数です。賛成少数で否決され、提出しないことに決定されました。

◎追加日程第2 発議第6号

議長（今井英昭君） 追加日程第2 発議第6号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。田口事務局長。

議会事務局長（田口 仁君） それでは、裏面をご覧ください。

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書です。

意見書の記書きを朗読いたします。

一、2026年度の診療報酬改定と合わせ、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定を実施すること。すべての医療機関と介護・福祉事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引き上げ改定を実施すること。また、当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣宛て。議長名の発出です。

以上です。

議長（今井英昭君） 本案について、提出者より趣旨説明を求めます。8番、村田議員。説明

がある場合は、登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） 事務局長の朗読のとおりといたします。

議長（今井英昭君） これから本案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

議長（今井英昭君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。原案のとおり可決され、提出することに決定されました。

議長（今井英昭君） これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和7年第4回立科町議会定例会を閉会とします。

理事者、議員各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

（午後4時24分 閉会）